

目次

- 輸入食品に使用される着色料 P1
- 健康危機を想定した模擬訓練を実施しました! P3
- 摂南大学学外演習の受け入れ P2
- 感染症発生動向調査について P4

写真：スズメ（大仙公園）

輸入食品に使用される着色料

★着色料で違反？

表1は平成25年の着色料に関する全国の輸入食品違反事例です。日本では使用が認められていない着色料が、輸入者の自主検査や行政・検疫所による検査で検出されました。どうしてこのような違反事例が起こってしまったのでしょうか？

★何のために使うの？

自然状態の食品本来の色は、時間が経つにつれ退色し、維持することが困難です。そこで色調を調整するために、食品の加工段階で着色料を添加することがあります。主な使用対象食品としてはお菓子、漬物、食肉、魚介加工品などに使用されています。



表1 平成25年輸入食品着色料違反事例

品名	生産国	違反項目
チョコレート類	ベルギー	アゾルビン
チョコレート類	スペイン	パテントブルーV
ケーキ	フランス	アゾルビン
キャンディ類	ニュー・カレドニア	パテントブルーV
リキュール類	オーストリア	アゾルビン
発酵茶	イギリス	キノリンイエロー
ビスケット	オーストラリア	キノリンイエロー アゾルビン
粉末清涼飲料	ペルー	アゾルビン
漬け物	タイ	アゾルビン
砂糖	フランス	アゾルビン パテントブルーV
その他	イタリア	キノリンイエロー
テキーラ	メキシコ	アゾルビン
キャンディー類	フランス	パテントブルーV
チョコレート類	フランス	パテントブルーV

(参考資料) 食品衛生情報ポータルサイト

★着色料の安全

日本国内で安全と認められ、食品に使用できる着色料は食品衛生法（厚生労働省）により定められています。食品安全委員会（内閣府）により、安全性を確認した上で、厚生労働省が成分規格や使用基準を定めて承認し、食品衛生法で「指定添加物」として使用を認めています。また、着色料を使用できる食品も細かく規制しています。

★なぜ違反がおこるの？

世界各国の着色料の使用状況は、国により異なっています。表2に記した着色料はごく一部で、その他にも世界では多くの着色料が使われています。日本では安全と認められていないアゾルビン、キノリンイエロー、パテントブルーVなどの着色料が、

海外では使用が認められていることがあります。海外の製造所において、このような着色料を日本向け製品に使用してしまうことがあります。輸入食品において、日本で使用が認められていない着色料の使用が確認された場合、食品衛生法に基づいて回収、廃棄等の措置が講じられます。

★当所の取り組み

近年日本では海外から様々な食品が輸入（食料自給率：約 40%）され、多種多様な食品が市場に出回っています。こうした状況から食品の安全性を確保するため、検査需要は増加しています。当所では平成 24 年度より国内で使用が認められていない着色料（ア

ゾルビン、キノリンイエロー、パテントブルーV）について、輸入食品を対象に検査を行っており、結果として食品衛生法違反となった食品はありませんでした。今後も市民の皆様のニーズに応えられるよう、食品の安心・安全を確保するため、様々な検査を行っていきたいと考えています。

（理化学検査担当 佐藤）

表2 世界各国の着色料使用状況

色素名	米	アルゼンチン	インド	インドネシア	エジプト	オーストラリア	コロンビア	タイ	日本	パキスタン	ペルー	中国	メキシコ
赤色													
アシッドレッド	×								○				
アゾルビン	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
アマランス	×	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
エリスロシン	○				○	○		○	○			○	
ニューコクシン	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フロキシン									○				
アルラレッドAC	○	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○		○
ローズベンガル	×								○				
黄色													
キノリンイエロー	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○		○	
サンセットイエローFCF	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
タートラジン	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○
緑色													
ファストグリーンFCF	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○			○
青色													
インジゴカルミン	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	
パテントブルーV	×	○	×	×	×	×	○	×	×	○		○	○
ブリリアントブルーFCF	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：使用が許可されている。食品の種類に制限のあるものがある。
 ×：禁止されている。
 無印：不明

（参考資料） 衛生試験法注解2010

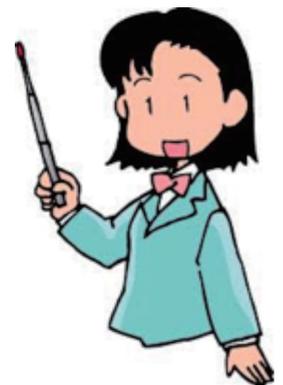
摂南大学学外演習の受け入れ

当所の研修・指導業務の一環として、今年度も 8 月 18 日から 8 月 29 日までの 2 週間、摂南大学理工学部生命科学科 3 年生 3 名の研修を受け入れました。

3 名の学生は、1 日目に所長より、衛生研究所の概要、公衆衛生に寄与する意義などの講義を受けました。その後、それぞれの検査部門での業務内容の説明を受け、2 日目から環境検査、食品検査、細菌検査に分かれて研修を行いました。

環境検査では、各地の水道水、井戸水、ミネラルウォーターなどを用いて、水道水質検査の研修を行いました。試験方法の原理や機器の使用法などを学び、得られた結果を比較しました。検査項目の特性からそれぞれの水の成分について解析し、自分で考察を加え、発表資料を熱心に作成していました。

食品検査では、残留農薬検査について学びました。市販の野菜や果物から、農薬成分を抽出する操作を行い、GC-MS という機器で分析を行いました。食品の残留農薬



の基準値や保健所との連携など、検査の背景についても学びました。初めて行う操作も一つずつ着実に取り組みました。

細菌検査では、食肉由来の食中毒原因菌検査について研修を行いました。各細菌の特徴を理解し、検体の採取から培養、分離、同定、及び遺伝子検査という一連の過程を学びました。検査を通じて、食中毒対策の重要性を感じていました。

最終日には報告会を行い、研修の成果を発表し、指導職員からの評価を受けました（写真）。3名の学生は真摯に取り組み、要領よく、かつ、適切に発表しました。今後、この研修経験を生かし、幅広い知識・技術を兼備した学生、また、卒後は社会人として活躍して頂きたいと思います。
(環境検査・食品検査・細菌検査・企画調整担当)



健康危機を想定した模擬訓練を実施しました！

11月13日、当所では所全体で健康危機を想定した模擬訓練を実施しました。この訓練は、主に近畿2府4県の14地方衛生研究所が中心となって、平成19年から様々な健康危機を想定した状況の下で毎年共同して行われてきました。訓練の目的は、健康危機が発生した時に衛生研究所が迅速かつ的確に原因物質を究明・特定できる

ようにするため、各機関の対応体制が確実に整備されているかを点検し、改善点があれば見直しをすることとしています。

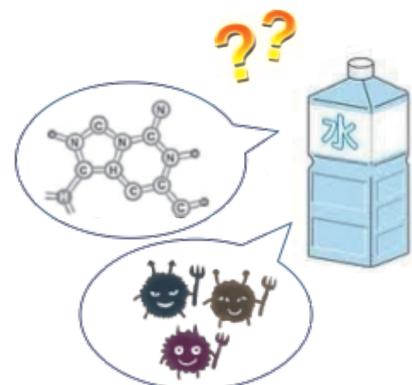
訓練は、「複数の体調不良者が発生し、同様の患者が多数発生している。」という健康被害情報から始まりました。当所では、直ちに危機管理体制を発動し、各担当者が会議室に集合し、情報の共有と検査の役割分担を決定しました（写



真)。その後の情報や搬入された検体から、食中毒が強く疑われ、微生物、化学物質の両面から原因の究明を試みました。その結果、検体から中毒量以上の化学物質（フェニトロチオン）を検出しました。製造過程でミネラルウォーターに殺虫剤が混入したことが原因と推定できました。訓練実施終了後、所内で反省会を行い、当所の対応体制の問題点や改善点の洗い出しを行いました。

今後も継続してこのような訓練を実施し、健康危機体制の構築・維持・改善に努め、市民の皆様の安全・安心に貢献していきたいと考えております。

(細菌検査・ウイルス検査・環境検査・食品検査・企画調整担当)

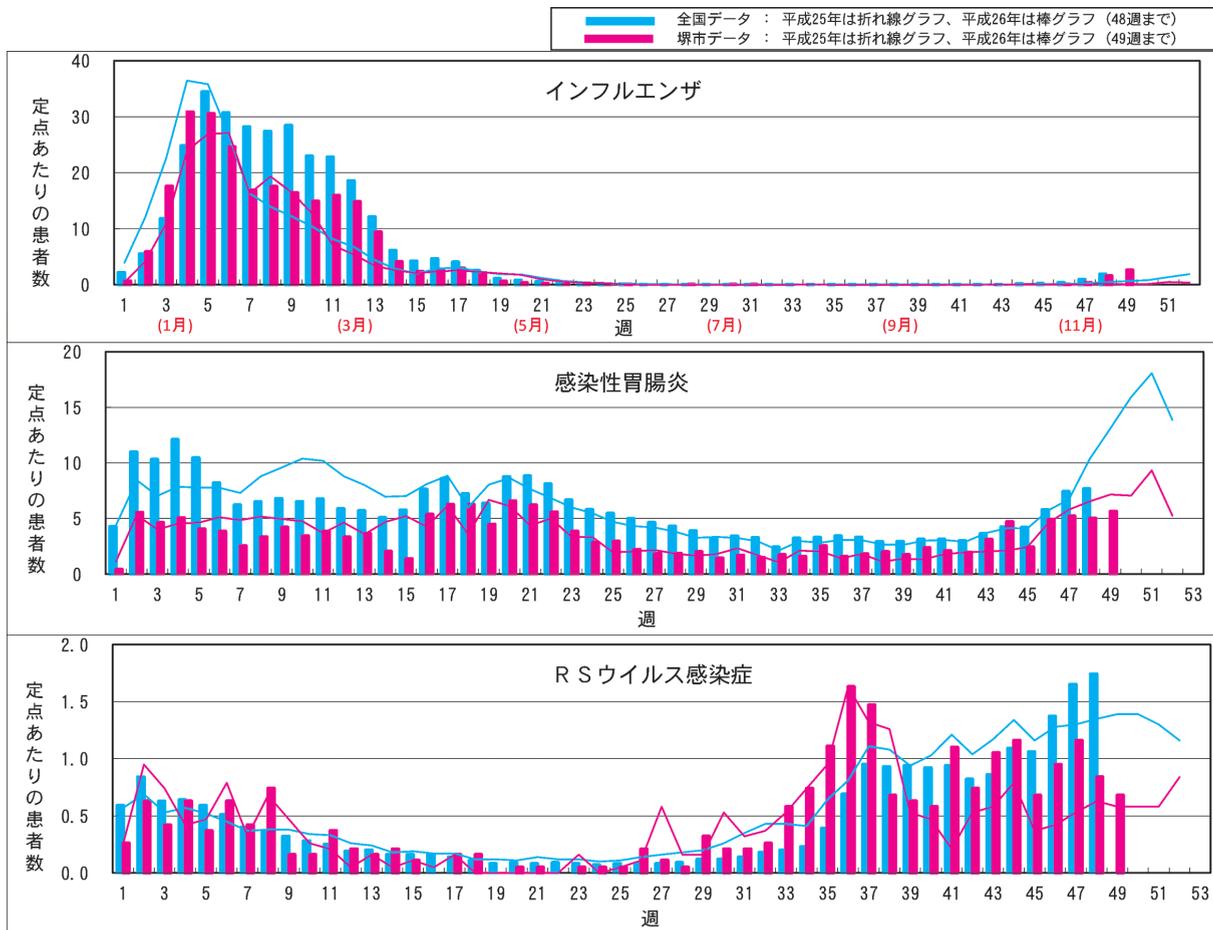


感染症発生動向調査について

インフルエンザは、第 48 週（11 月下旬）に定点医療機関あたりの患者数が 1.57 となり、流行開始の目安とされる 1.0 を超えました。昨シーズンに比し、流行の開始が 1 か月以上早くなっています。堺市では、11 月に採取した検体からインフルエンザウイルス A/H3 亜型が検出されました。これから本格的な流行期に入ると考えられます。帰宅後は流水・石鹸による手洗いを励行し、人混みでのマスクの着用などの対策が重要です。

ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、例年 12 月頃に流行のピークがあります。ノロウイルスは感染力が強いので、食中毒に限らず、感染者のふん便や嘔吐物から二次感染することがあり注意が必要です。食事の前やトイレの後の手洗いの徹底や、ふん便・吐物の適切な処理などの感染予防対策が大切です。

RSウイルス感染症は、例年秋期から冬期に流行が見られています。今年の定点あたりの患者数は、過去 11 週間にわたり前年を上回っています（12 月 10 日現在）。病状は軽症の感冒様症状から重症の細気管支炎や肺炎まで様々です。特に、乳児期早期（生後数週間～数か月間）に RSウイルスに初感染した場合、細気管支炎や肺炎などの重篤な疾患を引き起こすことがあります。感染経路は飛沫感染と接触感染です。流水・石鹸による手洗いや、咳などの呼吸器症状がある場合にはマスクを着用して 0 歳児、1 歳児に接することが大切です。（企画調整担当 沼田）



発行者 堺市衛生研究所長 小林 和夫 〒590-0953 大阪府堺市堺区甲斐町東 3-2-8
編集委員長 福田 弘美 TEL 072(238)1848 FAX 072(227)9991
E-mail eiken@city.sakai.lg.jp

「衛研だより」では、みなさまのご意見、ご感想をお待ちしております。